



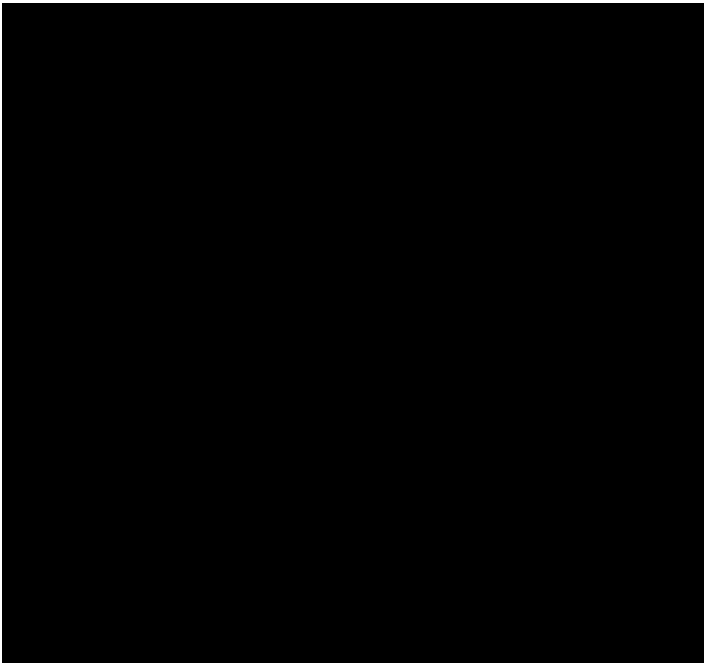
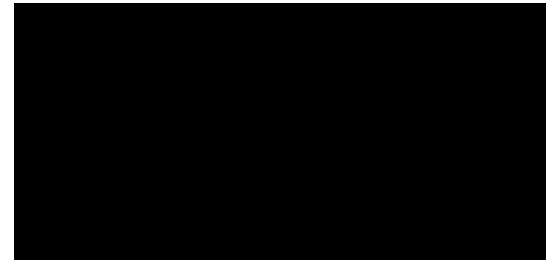
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

認定特定非営利活動法人カタリバ

団体代表者 役職・氏名

代表理事 今村久美

分類

既存採択団体

法人番号

011305001707

団体コード

申請団体の住所

東京都中野区中野五丁目15番2号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
令和5年11月28日	障害者の雇入れに関する計画の作成命令	「障害者雇入れ計画書」を令和6年1月に提出済み、計画期間における計画値を達成見込み

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2025年度通常枠】
 ※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	地方における10代の居場所立ち上げ・居場所を起点としたエコシステムづくり支援事業		
	事業名（副）			
	団体名	認定特定非営利活動法人カタリバ	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1		①草の根活動支援事業		
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

○ (1) 子ども及び若者の支援に係る活動

○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援

○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

○ ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援

⑨ その他

(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

④ 働くことが困難な人への支援

⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

⑥女性の経済的自立への支援

⑨ その他

(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援

⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

⑨ その他

その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	10代が安心して過ごし、学びや挑戦に取り組める居場所を立ち上げ、学校外でも質の高い学びや社会とのつながりを得られる環境を提供することで、一人ひとりのニーズに応じた教育機会を保障する

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	198/200字
どんな環境に生まれ育った10代も未来を自らつくりだす意欲と創造性を育める社会を目指し、2001年から活動する教育NPO。高校生のためのキャリア学習プログラムから始まり、2011年の東日本大震災以降は子どもたちに学びの場と居場所を提供、コロナ禍以降はオンラインを活用して経済的事情を抱える家庭やメタバースを活用して不登校の子どもに学習支援を行うなど社会の変化に応じて様々な教育活動に取り組んでいる。	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
「意欲と創造性をすべての10代へ」というカタリバのミッションを共にする団体を支援することで、カタリバ単体では届けきれない全国の10代に学びの機会を広げることを目的に、10代を支援する人を応援するインキュベーション事業「ユースセンター起業塾」を立ち上げ、創立以来20年以上培ってきた子ども支援や行政連携のノウハウ、団体運営の基盤整備に関する知見を活かし、30団体以上の10代の居場所立ち上げを支援。	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/10/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	日本全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	(1) 10代の居場所の運営を始めて1年未満か居場所未開設の団体で、					(人数)	(1) 50団体程度	
最終受益者	自分だけでは解決できない悩みや課題を抱えながらも「誰かに頼る」「支援を受ける」ということ自体が難しい世代である、全ての10代（思春期の子どもたち）					(人数)	3,000人 ※予定している団体数(8団体)の受益者数の合計	
事業概要	弊団体は、10代が可能性を伸ばし、揺らぎを克服することを支える「10代の居場所」を全国に広げることを目指し、これまでの4年間で30団体以上の居場所立ち上げを支援してきた。多様な担い手によって地域にさまざまな居場所が生まれるだけではなく、自団体を起点に学校・行政・企業・他機関との協働を促進し、地域全体で子ども若者を支える文化や仕組みであるエコシステムづくりの動きも見られた。 本事業では、上記対象グループごとに以下2つのフェーズに分けて取り組みを展開したい。 【コースA】対象グループ（1）による居場所の立ち上げ支援 10代の居場所を未開設、または開設から1年以内の団体に対して、新たな居場所の開設・立ち上げを支援する。ユースセンター起業塾事業においてこれまでに採択団体が存在していない都道府県を重点地域に定めることで地域間格差の是正を図りつつ、居場所づくりを担う新たな人材を各地で創出する。 【コースB】対象グループ（2）による居場所を起点としたエコシステムづくり支援 すでに居場所を運営している団体に対して、居場所を起点として、学校・行政・企業・他団体などの他機関との協働を広げ、地域全体で子ども・若者を支える文化や仕組みを育てる団体を支援する。これにより、全国各地に持続可能な居場所と、個別の拠点だけでは応えきれない10代の多様なニーズに対応するための支援基盤の拡充する。							

592/600字

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	891/1000字
弊団体は創業以来、10代の意欲と創造性を育む機会を全国各地で提供してきたが、思春期である10代は大きな「可能性」を秘めている一方で、自分自身や社会との関係に揺らぎを抱える時期でもある。 近年、10代を取り巻く社会課題はますます複雑化・顕在化している。小中学校の不登校児童生徒は過去最多の34万人を超え、そのうち約4割が関係機関での相談・指導を受けておらず、出席扱いとなる学校外の支援を受けている児童生徒も約4万人にとどまり、十分な支援が行き届いていない。また、日本の子どもの相対的貧困率は11.5％で、約9人に1人が経済的困難を抱えており、特に一人親世帯の貧困率は48.1％と深刻で、経済的困難が学習や進学の世界格差を生んでいる。また、一人親家庭や低所得世帯では家族の介護や育児、家事などの責任を日常的に担う18歳未満の子ども（ヤングケアラー）も多く見られる傾向があり、貧困の連鎖につながっている。こうした経済的困難は学習機会や将来選択の格差を生みやすい。 さらに、若者の地域活動参加率はわずか10％程度にとどまり、特に地方では少子高齢化や若者の流出により、10代が地域社会とつながる機会自体が乏しい状況にある。また、高校生の約3割が「自分の個性や適性を考える時間がほしい」と望む一方、キャリア教育を担う教員には十分な時間や体制が確保されておらず、将来像を描く支援にも課題が残っている。 こうした多層的な課題に対し、誰でも安心して過ごせ、信頼できる大人と「ナナメの関係」を築ける「10代の居場所」は、10代にとって柔軟かつ包括的な支援の起点となる重要な場である。しかし現状では、支援は低年齢層や限定的な困難ケースに偏っており、ユニバーサルな居場所の整備は十分に進んでいない。また、特に地方部では、10代に関わる人材や資金が圧倒的に不足しており、支援が届きにくい構造が地域間格差を一層広げている。社会全体として、こうした課題に対する認識は高まりつつあるものの、思春期の子どもたちが抱える孤独や揺らぎを支え、多様で複雑な課題への支援体制は、まだまだ十分とは言えないのが現状である。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	199/200字
こども家庭庁は居場所づくりの指針を策定し、居場所の整備を進めているものの、現行施策は低年齢や困難を抱える子どもへの支援に偏っており、誰もが利用できるユニバーサルな居場所には十分対応できていない。また、地方自治体においても、予算確保の困難さや主管課の不在、子ども若者のニーズに対する認識不足などにより、居場所整備の取組が十分に進んでおらず、自治体ごとにその進捗に大きな差があることも課題となっている。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	198/200字
休眠預金活用事業（2021年度通常枠）に採択されて以降、4年間で30団体以上の10代の居場所立ち上げ・運営を支援し、団体間のネットワーク構築を行ってきた。また、近年のニーズの高まりもあり、自治体に対する10代の居場所立ち上げ・運営ノウハウの提供も始めている。さらに10代の居場所を増やすため、児童館・図書館といった既存施設に10代の居場所機能を付随させた新たな公共施設のモデルづくりにも取り組む。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	199/200字
本事業は、顕在化した課題や困難を抱える10代に限らないユニバーサルな支援を行う活動を対象にしていることに加え、居場所を運営する団体への中間支援の立場のため、活動の意義が寄附者を含む市民からの理解や共感が得られにくい構造にある。休眠預金等交付金を活用することにより、地域に根ざした担い手の育成と支援を進めるとともに、活動の価値を広く発信し、多くの市民が支援や協力という形で事業に参画することを目指す。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
(10代) 各地域の10代が家庭でも学校でもない居場所を持ち、10代の居場所のスタッフとの交流や活動への参加を通じて、困難な状況が緩和されたり、意欲や創造性の高まりが生まれている。 (地域) 10代の居場所を運営する団体が地域でネットワークを構築することによって、10代の居場所そのものや10代との関わりを実践する組織が普及している。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配回00字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
【コースA】拠点整備と日常開設 10代の居場所を整備し、必要な備品・設備を揃えて日常的に開設することで、地域の10代が居場所や多様な大人にアクセスできる環境が整った地域となる	○	①10代の居場所を週3日以上開室できている団体数 ②対象の7.5%以上or75人以上（どちらか少ない方）の10代が居場所に足を運んでいる団体数 ③10代の意欲と創造性を育める設備/備品がある団体数		①～③：0団体			①～③：5団体
【コースA】10代との関わりの実践 多様な10代に関わるスタッフの育成と実践の積み重ねにより10代への関わり方の質が向上し、10代の意欲や創造性が高まり、困難な状況の緩和が進む地域となる	○	①10代に関わるスタッフを安定的に手配するための仕組みやノウハウがある団体数 ②団体内に10代との関わりを改善する仕組みがある団体数 ③肯定的な変化が見られた10代の割合が過半数を超える団体数		①～③：0団体			①～③：5団体
【コースA】リスクマネジメント体制の構築 10代の居場所において、法令遵守を含むリスクを総合的に認識・対策し、日常的な情報共有と安全管理のPDCAが機能する体制が構築されている	○	①団体内のリスク管理マニュアルが整備されている団体数 ②避難訓練・安全点検を定期実施している団体数 ③スタッフ研修の実施（安全・リスク対応）している団体数		①～③：0団体			①～③：5団体
【コースA】活動の成果の言語化と改善サイクルの定着 活動を通じて生み出したい10代の変化が言語化・共有され、変化の再現性と活動の改善サイクルが確立されている	○	①10代の変化を表す指標や概念が言語化されている団体数 ②KPIに関するデータを定期的に収集・記録している団体数 ③受益者フィードバックに基づく活動の改善を年1回以上行っている団体数		①～③：0団体			①～③：5団体

【コースB】10代の選択肢を広げる居場所を起点としたエコシステムづくり 多様なステークホルダーとの協働により、地域内に居場所が複層的に展開され、10代が自らの関心や状況に応じて複数の選択肢から居場所や活動の場を選べるようになっている	○	①事業実施地域における10代の居場所の数 ②拠点で実施しているプログラム数	①～②：0団体		①～②：3団体
【横断（主にコースB）】支える人の拡充・循環と地域文化の醸成 10代に継続的に関わりやすい仕組みが整備され、10代と関わる大人が増える中で、実践を通じた学び合いも生まれ、やがて地域全体に「10代を共に支える」という価値観が根付いていく	○	①10代の支援に関わる人材の登録数 ②大学・他団体等を経由して活動に参加した人数 ③10代支援に関するガイドブック・マニュアルの提供数 ④10代に関わるスタッフ向け研修の修了者数	①～④：0団体		①～④：3団体

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
【コースA】バックオフィス体制とコンプライアンス整備 経理・労務・法務等の業務が適切に実施され、コンプライアンス体制も整備されており、資金管理やリスク対応において信頼性が確保される	○	①会計ソフト等を活用し経理が効率化されている団体数 ②経理・労務・法務の分やで外部専門家と連携している団体数 ③事務局長的役割の人材がいる団体数		①～③：0団体			①～③：5団体
【横断（主にコースA）】事業の持続可能性の基盤構築 自団体に適した収益モデルや組織体制の仮説をもとに実践を重ね、必要な人材確保と働きやすい環境整備を通じて、持続的な事業継続の基盤が整っている	○	①事業終了後も継続運営が見込まれる団体数 ②事業継続の人員体制が整っている団体数		①～②：0団体			①～②：5団体
【横断（主にコースB）】経営基盤とガバナンスの強化 中長期計画の策定やビジョン・役割の共有がなされ、理事会や外部専門家を活用した意思決定体制が機能することで、地域の居場所を起点としたエコシステム形成をけん引する経営実力を備えている	○	①中長期の戦略・事業計画を策定し、組織運営に活用している団体数 ②外部アドバイザーに定期的な協議・助言を得ている団体数		①～②：0団体			①～②：3団体
【コースB】成果発信と地域内アドボカシー 活動成果の可視化や情報発信を通じて、地域社会や行政における若者支援の重要性が認識され、行政事業や民間資金とも連動しうる制度的・資源的な基盤が構築される	○	①活動成果に関する情報発信を定期的に行っている団体数 ②民間資金の獲得や公的制度利用などの実績のある団体数		①～②：0団体			①～②：3団体

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【コースA】拠点整備と日常開設 ①利用ニーズに応じた物件の選定・改修と設備や備品の調達 ②居場所運営に必要な人員体制の構築 ③10代の参加を促すプログラムや居場所活動の実施	①2026年5月～2027年3月 ②2027年4月～2028年3月 ③2028年4月～2029年3月	86/200字
【コースA】10代との関わりの実践 ①団体内で10代との関わりの基本的なあり方・スタンスを共有 ②居場所の利用者に関する情報を定期的に共有する仕組みを整備し、日常的な関わりの振り返りと改善の積み重ね ③10代が抱える課題に対する専門知識を持つスタッフが配置され、困難な事象に対応でき、必要に応じた外部連携	①2026年5月～2027年3月 ②2027年4月～2028年3月 ③2028年4月～2029年3月	152/200字
【コースA】リスクマネジメント体制の構築 ①居場所運営に伴うリスク（事故・トラブル・個人情報・災害等）を網羅した内部マニュアルや対応フローを整備 ②団体内で定期的な避難訓練・安全点検の実施 ③リスク対応に関する定期的なスタッフ研修を実施	①2026年5月～2027年3月 ②2027年4月～2028年3月 ③2028年4月～2029年3月	118/200字
【コースA】活動の成果の言語化と改善サイクルの定着 ①居場所の運営や10代との関わりの実践を通して、生み出したい10代の変化を言語化 ②団体の活動に則して重要なKPIを設定・モニタリング ③居場所を利用している10代や保護者への調査によるフィードバックなどによって活動の改善の積み重ね	①2026年5月～2027年3月 ②2027年4月～2028年3月 ③2028年4月～2029年3月	142/200字
【コースB】10代の選択肢を広げる居場所を起点としたエコシステムづくり支援 ①他団体と連携しながら、10代の多様な特性やニーズに応じた複数の居場所を整備 ②1つの拠点を時間帯や目的に応じて使い分けたり、複数の団体が協力して運営することで、補い合う支援を提供できる多機能な拠点の実装	①2026年5月～2028年3月 ②2026年5月～2028年3月	140/200字
【横断（主にコースA）支える人の拡充・循環と地域文化の醸成 ①地域ボランティアの登録・マッチング体制を構築 ②大学や他団体との連携による人材流入の仕組み整備 ③10代に関わる人材向け研修を開発・提供による人材育成	①2026年5月～2028年3月 ②2026年5月～2028年3月 ③2026年5月～2028年3月	106/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援		時期	
【コースA】バックオフィス体制とコンプライアンス整備 ①賃金規程・旅費交通費規程など、必要規程類の整備支援 ②税理士・会計士・社労士・NPO法務専門家との相談機会の提供		①2026年8月～2026年10月（助成初年度に実施） ②2026年5月～2029年3月（月に1回程度の相談会を通年開催）	84/200字
【コースA】事業の持続可能性の基盤構築 ①先行して取り組んできた団体の運営実績や財源設計の事例を整理・共有 ②こども家庭庁と連携した制度理解・資金調達に関する勉強会の開催 ③実行団体間での合同採用説明会や人材戦略に関する勉強会の実施		①2026年5月～2029年3月（過去実績の共有は団体ニーズに応じて随時実施） ②2027年5月～2028年10月（助成2年度目の予算編成の時期から実施） ③2026年5月～2029年3月（年2回程度定期開催）	116/200字
【横断（主にコースB）】経営基盤とガバナンスの強化 ①理事会などの開催における担当POの伴走支援や実務支援資料の提供 ②経営や事業戦略、法務・ファンドレイジング等の観点から助言を行う外部アドバイザーとのマッチング		①2026年5月～2027年3月（助成初年度に主たる伴走、助成2年度目に自走を想定） ②2026年5月～2028年3月（各団体の状況に応じて不定期実施）	106/200字
【コースB】成果発信と地域内アドボカシー ①団体の活動成果や10代や地域の変化の言語化・可視化 ②カタリバのWebサイトやSNS（Instagram等）を活用した実行団体の成果発信、居場所普及を目的としたイベントなどの合同実施 ③自治体職員・議員等との学び合いや対話の場を共に設計・開催		①2027年4月～2028年3月（初年度の活動実績を踏まえて実施） ②同上 ③2026年5月～2028年3月（各団体の状況に応じて不定期開催）	143/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	カタリバOUNDメディアやSNSアカウントで実行団体の活動を積極的に公開することで、活動の認知度向上に加え、10代の居場所運営に関心を持つ層の参加意欲を醸成し、新たな担い手の母集団形成にもつなげる。また、調査結果等も踏まえながら多様な団体による活動の意義を広く発信することで、自治体・企業との協働機会や財源獲得による事業の持続性向上を目指すほか、世論・政策形成への波及効果も生み出したい。	194/200字
連携・対話戦略	■団体 10代の居場所を運営する他団体や中間支援団体と合同での広報活動や調査研究を行う。 ■企業 弊団体がこれまで築いてきた企業との既存の関係性を活かしつつ、地域の実行団体と地域関連企業とのマッチングなど、企業から10代の居場所支援への資金や人材の流入を促進する。 ■関連省庁（主にこども家庭庁を想定） 10代の居場所支援に関する情報共有や発信の機会をつくり、世論・政策形成につなげる。	193/200字

VI.出口戦略・持続可能性について

資金分配団体	■資金調達 ・企業寄付の獲得や基金の設立 ■社会課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みの構築 ・領域における全国ネットワーク・コミュニティの形成 ・10代の居場所づくりににおける知見のオープンソース化 ・既存施設（児童館・図書館等）を活用した汎用性の高いモデルの開発 ■制度化に向けた働きかけ ・10代を取り巻く状況・課題、居場所の有効性についての調査・分析の実施 ・関係省庁（主にこども家庭庁を想定）への政策提言	207/400字
実行団体	■出口戦略策定支援 ・助成期間中における戦略の策定支援 ■資金調達支援 ・居場所の利用者による受益者負担の仕組み開発支援 ・地元企業寄付の獲得に向けた支援 ・10代の居場所事業と親和性の高い制度事業（放課後児童クラブや放課後デイサービス、通信制高校のサポート校など）への参入支援 ・行政予算（地域創生事業「ふるさと納税」「デジタル田園都市国家構想交付金」、居場所関連事業「地域子どもの生活支援強化事業」、「児童育成支援拠点事業」等）の活用に向けた支援 ■社会課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みの構築支援 ・10代の居場所や居場所コーディネーター業務の行政事業化の推進支援	288/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	527/800字
■休眠預金活用事業（ 2021年度通常枠）「地方における10代の居場所づくり支援事業」 ※認定NPO法人エティックとコンソーシアム申請 ・助成団体数14、助成総額97,128,500円 ・採択団体全14団体が10代の居場所を開設し、平均開館日数は2.7日／週を達成 ・3年間で延べ3.5万人の10代が居場所を利用 ・採択14団体と合同での利用者調査を実施 ・上記において、26の項目について利用者が成長実感を得ていることを確認 ・資金分配団体として把握できるだけでも300人超の10代と関わる人材が生まれ、300回超の地域の関係者との協働事例が創出 ・助成期間中に多様な財源確保が進み、助成終了後も全14団体が居場所事業を継続 ・一部団体が地域全体や隣接地域、都道府県単位で10代の居場所を広げるための動きを開始 ■のと未来アクションプログラム ・能登に住む人たちの子ども・地域のために「なにかしてみたい！」によってはじまる取り組みを支えるお金と人の応援制度 ・助成団体数20、助成総額4,151,195円 ■休眠預金活用事業（ 2024年度通常枠）「能登に、ちいさな「コミュニティハウス」を作る」 ・実行団体公募中、助成総額249,680,744円	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	650/800字
<調査研究> ・全国19拠点、中高生202名を対象に「10代の居場所（10代の居場所等）を利用する中高生へのアンケート調査」を実施し、10代の居場所を利用する中高生がどのような変化を経験するのかを調査（https://www.katariba.or.jp/news/2025/03/25/47471/） <企業連携> ・サントリーホールディングス株式会社と協働し、継続的な地域の10代の居場所拡大・成長支援、既存資源を活かした10代の居場所のモデル開発、居場所運営人材の育成支援を実施（https://www.katariba.or.jp/news/2024/04/08/44182/） ・株式会社ウィルグループと休眠預金活用事業（2021年度通常枠）実行団体（1団体）とのマッチングを実施 <伴走支援実績> ・休眠預金活用事業（2021年度通常枠）「地方における10代の居場所づくり支援事業」でプログラムオフィサー6名が14団体に伴走 <10代の居場所事例> ・宮城県女川町と岩手県大槌町で2011年より拠点を運営（女川町の拠点運営は現地団体へ移管済）。キャリア学習支援や、困難を抱えた子どものケアを実施 ・島根県雲南市で2015年より教育支援センターの運営を受託し、不登校児童・生徒を支援 ・東京都文京区で2015年より「文京区青少年プラザ b-lab」の運営を受託。年間のべ3万人の中高生が利用 ・東京都足立区で2016年より「アダチベース（2拠点）」の運営を受託し、困窮世帯の子どもの支援	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	【コースA】5団体【コースB】3団体	
(2)実行団体のイメージ	【コースA】地域で子ども食堂や就労支援など10代以外の子どもや若者の支援の活動やまちづくり活動をしている創業5年未満の一般社団法人、非営利活動法人など 【コースB】地域に根付いて10代の居場所を運営してきた創業3年以上の一般社団法人、非営利活動法人など	126/200字
(3)1実行団体当り助成金額	【コースA】3年総額1,500万円 拠点整備に係る初期投資、人材確保や拠点運営費など、居場所の立ち上げと持続的な運営のために必要な費用を中心に支出 【コースB】2年総額1,000万円 ネットワーク運営を担う事務局や研修開発に係る人件費、追加拠点の運営費や活動発信のための広告宣伝費など、居場所を起点としたエコシステムづくりに必要な費用を中心に支出	173/200字
(4)案件発掘の工夫	約700名が登録するユースセンター起業塾のメルマガや、団体のオウンドメディア等を通じて広く情報発信を行い、事業の周知を図る。また、過去に申請経験のある約120団体も本事業の重要な母集団と捉え、改めて丁寧な接点づくりを図ることで、再申請を促す。さらに、協働先であるエティックの起業家ネットワークなど外部チャンネルも活用し、教育分野にとどまらず他分野の起業家にもアプローチする。	186/200字

IX.事業実施体制

313/300字

</

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/10/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	地方における10代の居場所立ち上げ・居場所を起点としたエコシステムづくり支援事業	
	団体名	認定特定非営利活動法人カタリバ	

	助成金
事業費	123,202,200
実行団体への助成	105,000,000
管理的経費	18,202,200
プログラムオフィサー関連経費	27,655,000
評価関連経費	9,370,000
資金分配団体用	4,120,000
実行団体用	5,250,000
合計	160,227,200

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	2,394,600	45,269,200	45,269,200	30,269,200	123,202,200
実行団体への助成	0	40,000,000	40,000,000	25,000,000	105,000,000
－					
管理的経費	2,394,600	5,269,200	5,269,200	5,269,200	18,202,200

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,985,000	7,990,000	7,990,000	7,690,000	27,655,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,475,000	4,950,000	4,950,000	4,950,000	17,325,000
その他経費	1,510,000	3,040,000	3,040,000	2,740,000	10,330,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	3,020,000	3,230,000	3,120,000	9,370,000
資金分配団体用	0	1,020,000	1,230,000	1,870,000	4,120,000
実行団体用	0	2,000,000	2,000,000	1,250,000	5,250,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	6,379,600	56,279,200	56,489,200	41,079,200	160,227,200

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	17,500,000	87.6%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2025年度	2,500,000	寄附	B:内諾済	調達元：寄附金、使途：人件費および団体への追加助成にかかる経費（公募状況や事業進捗に応じて判断）
2026年度	5,000,000	寄附	C:調整中	同上
2027年度	5,000,000	寄附	C:調整中	同上
2028年度	5,000,000	寄附	C:調整中	同上

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		認定特定非営利活動法人カタリバ	
郵便番号		〒164-0001	
都道府県		東京都	
市区町村		中野区	
番地等		中野5丁目15番2号	
電話番号		03-5942-9646	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.katariba.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/katariba/	
		https://x.com/katariba	
		https://www.instagram.com/npo_katariba/	
		https://note.com/katariba/	
設立年月日		2001/11/01	
法人格取得年月日		2006/09/21	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イマムラクミ
	氏名	今村久美
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ツルガヤスヒサ
	氏名	鶴賀康久
	役職	常務理事

(3)役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	194
常勤職員・従業員数 [人]	138
有給 [人]	138
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	56
有給 [人]	56
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員	
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	1,757
ボランティア人数(前年度実績) [人]	1,730
個人正会員 [人]	27
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	46
申請前年度の助成総額 [円]	123,152,453
助成した事業の実績内容	■ユースセンター起業塾「事業創造コース」（10代のための居場所を立ち上げる起業家支援プログラム） 2021年の事業開始から4年間で22都道府県で30団体超の10代の居場所の立ち上げを支援 ■のと未来アクションプログラム（能登に住む人たちの子ども・地域のために「なにかしてみたい！」によってはじまる取り組みを支えるお金と人の応援制度） お祭りやイベント、講座など

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	公益財団法人日本財団_助成事業：子どもの意見表明権保障の実現する「みんなのルールメイキング」の普及推進 一般財団法人三菱みらい育成財団：小規模校の教育価値を最大化する「コラボハイスクール・ネットワーク構想」 一般財団法人三菱みらい育成財団：伴走力向上と、校内推進体制づくりを目指した伴走型研修

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	地方における10代の居場所立ち上げ・居場所を起点としたエコシステムづくり支援事業
団体名:	認定特定非営利活動法人カタリバ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。 過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。
〈注意事項〉 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款		第23条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第24条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第22条、第23条第2項、 第24条第2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第24条第3項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第22条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第27条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第29条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としな		公募申請時に提出	定款		第28条第4項
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款		第14条第3項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガイドライン		第10条第4項
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款		第32条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第33条第1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第33条第2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第33条第3項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第35条第1項
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第35条第2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第37条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」 という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款		第36条第4項
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款		第 15 条
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してく ださい	監事監査規程	公募申請時に提出	定款		第 15 条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程		第2条、第3条、第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程		第6条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	活動における倫理規範	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	第2章
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	審査会議での決定を要する助成事業の実施に関するガイドライン	第5条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第5条～第7条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	活動における倫理規範	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンスガイドライン	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガイドライン	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガイドライン	第5条2項
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報者保護に関するガイドライン	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報者保護に関するガイドライン	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	決裁権限表	全体
(2) 職制		公募申請時に提出	決裁権限表	全体
(3) 職責		公募申請時に提出	決裁権限表	全体
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	決裁権限表	全体
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規程	第7条～第16条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規程	第3条、第4条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第5条、第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第4条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第3条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開に関するガイドライン	別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理に関するガイドライン	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理に関するガイドライン	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理に関するガイドライン	第11条～第24条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理に関するガイドライン	第11条～第24条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第1章第6条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第1章第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第1章第7条、第3章第18条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第2章第10条、第11条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第5章
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第6章